

水戸地判令和7・2・20と

口座開設取引に係るリスク低減措置

令和7・2・20水戸地方裁判所判決、令和5年(ワ)第2228号
損害賠償請求事件【控訴】、裁判所ホームページ

潮見坂総合法律事務所 弁護士

鈴木正人



はじめに

金融機関は、金融庁が策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「GL」という)に基づき、全顧客への顧客リスク評価の実施や自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等への取引謝絶等を含むリスク遮断の検討等が要請されている。普通預金口座開設申込みを拒絶した銀行の申込人への不法行為責任を否定した水戸地判令和7・2・20裁判所ホームページ(控

訴)は、元暴力団員という申込人の属性がとりあげられたことにとどまらず顧客リスク評価をはじめとする顧客管理措置(CDD)の観点でも示唆となる事情が含まれている。

そこで、本稿では、本判決を分析したうえで金融機関の預金口座開設に係る顧客リスク評価、追加的確認などの顧客管理に係るリスク低減措置について検討する。

なお、本稿の意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解を示すものであり、筆者が所属し、または所属した組織・団体等の見解を示すものではない。

一 事実の概要

1 本件拒絶1

X(原告)は、2023年4月12日、Y銀行(被告) a支店において、就労先からの給与振込や生活費決済を目的として、普通預金口座開設申込みをした(以下、「本件申込み1」という)。X提出の情報と、Yが行内で新聞報道等をもとに登録している氏名、住所および生年月日等の信用情報とを照合し、相当程度一致していることが確認されたため(以下、「本件登録情報一致」

という)、YはXが指定暴力団構成員で複数回の逮捕履歴(恐喝未遂・逮捕監禁致傷)を有する者であると判断した。

また、Xは、実際にはB社が当時の勤務先ではなかったにもかかわらず、Yの事前受付書に勤務先「B」から給与振込を受けることを目的として口座開設を申し込む旨を記載した。

Yは、同日、本件申込み1を拒絶した(以下、「本件拒絶1」という)。

2 本件申込み2と本件拒絶2

茨城県警察本部刑事部組織犯

改正犯収法施行規則における

非対面取引の本人確認

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士

渡邊 雅之

一 施行規則の改正案と改正の背景

1 改正施行規則案

警察庁は、2025（令和7）年2月28日、パブリックコメント「『犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案』に対する意見の募集について」（注1）を公表した（意見募集締切…2025年3月29日、同年5月30日現在まだ結果公表なし）。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則改正案（以下、「改正後施行規則」といい、現行の同施行規則は「施行規則」という）は、犯罪による収益の

移転防止に関する法律（以下、「犯収法」という）における非対面取引の本人確認方法に関して、個人番号カード等のICチップ情報の読み取りの方法や公的個人認証の方法等に限定する改正内容であり、金融機関をはじめとする犯収法上の特定事業者による本人確認の実務に大きな影響を与えるものである。

改正後施行規則の施行期日は2027年4月1日とされており、約2年間の猶予期間が設けられている。

2 改正の背景

改正後施行規則の背景は、SNS型特殊詐欺やロマンス詐欺など預貯金口座への振込により

他人の金銭を詐取する類いの犯罪において、架空・他人名義の口座が振込先として悪用されているところ、このように不正に

利用される振込先口座には、本人確認書類（運転免許証等）の偽造等により不正に開設されたものであることによる。とりわけ、インターネット取引やモバイルアプリケーションを利用した非対面取引の普及により、顔写真付き本人確認書類の画像送信だけで口座開設が完了する「ホ方式」による確認手段が悪用されやすくなっていた。

2024年6月18日に政府・犯罪対策閣僚会議が公表した「国民を詐欺から守るための総合対策」（注2）（同報告書18）

19頁）においては次の記載がなされている（傍線筆者）。

携帯電話や電話転送サービスの契約時の本人確認において、本人確認書類の券面の偽変造による不正契約が相次いでいることから、犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づき非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。ま



金融取引法研究会 Report④1

担当・事例設定：
三井住友銀行 総務部法務室 弁護士
大西 敦哉

取引先法人で内紛が発生した場合の対応

今回は取引先法人で内紛が発

生した場合の対応についてとり
あげていく。法律上・実務上の
様々な意見交換をしつつ、その
対応に検討を要するテーマにつ
いて、質疑応答を行い、座談会
形式で誌面に反映していく。ま
た、ディスカッションにおける
臨場感を誌面に反映させたいと
いう思いから、可能な限り原発
言をそのまま採用している。そ
のため、明快な記述ではない箇
所や項目によっては最終的な結
論に関する記述が欠けている箇
所があることについて、ご容赦
いただきたい。

なお、本報告の意見に関する
部分は参加者の個人的な見解で
あり、所属する組織の意見では

ない。

〈座談会発言者〉※五十音順

大西 敦哉

(弁護士・三井住友銀行総務部
法務室)

及部 裕輝

(弁護士・元メガバンク法務部
所属)

金木 伸行

(弁護士・岩田合同法律事務所)

野島 葉子
(弁護士・三菱UFJ銀行法務
部)

福谷 賢典

(弁護士・島田法律事務所)

藤井 友弘
(弁護士・元メガバンク法務部
所属)

〈事例〉

1 株式会社A（以下、「A社」という）は甲銀行と預金取引を行っている（残高1億円）。A社は取締役会設置会社であり、取締役は、X、Y、Zの3名、Xが代表取締役となっている。
2 Yは、Xの与り知らないところで、Zと結託して取締役会を開催したことにして、XをA社の代表取締役から解職し、Y自らをA社の代表取締役に選定。
3 その後、Yは、Xの代表取締役退任登記、Yの代表取締役就任登記が完了したとして、甲銀行の取引支店にA社の履歴事項全部証明書を持参。Yは、窓